

○金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱

平成 16 年 3 月 25 日

告示第 59 号

改正 平成 16 年 12 月 27 日告示第 316 号

[金沢市告示で定める様式における敬称の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱第 1 条第 7 号による
改正]

平成 17 年 3 月 31 日告示第 94 号

平成 18 年 3 月 31 日告示第 83 号

平成 19 年 3 月 30 日告示第 67 号

平成 20 年 3 月 31 日告示第 54 号

平成 21 年 3 月 31 日告示第 61 号

平成 21 年 8 月 31 日告示第 192 号

平成 23 年 3 月 31 日告示第 73 号

平成 23 年 10 月 1 日告示第 240 号

平成 27 年 3 月 31 日告示第 124 号

平成 28 年 3 月 31 日告示第 104 号

平成 29 年 3 月 31 日告示第 98 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、金沢市定住の促進に関する条例（平成 13 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、まちなかにおいて個人住宅を新築し、又は購入した者に対する奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人住宅 一般個人住宅及び二世帯個人住宅をいう。

(2) 一般個人住宅 1 戸建ての住宅の用に供する家屋で次に掲げる要件を備えるもののうち、二世帯個人住宅以外のものをいう。

ア 延べ面積が 75 平方メートル以上 280 平方メートル以下であること。

イ 延べ面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されていること。

ウ 屋根は、瓦ぶき（一部を瓦に代えて太陽光を電気に変換するための設備でふいたものを含む。）であり、かつ、軒の出のある勾配屋根であること。

エ 外壁及び開口部には、可能な限り伝統的な意匠及び素材が用いられていること。

オ 内壁を塗壁とし、かつ、和室（4 畳半以上の畳敷きとしたものに限る。）を有していること。

カ 次に掲げる当該家屋の存する区域の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を備えていること。

(ア) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成 21 年条例第 4 号。以下「景観条例」という。）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する伝統環境保存区域（以下「伝統環境保存区域」という。）及び同項第 3 号に規定する伝統環境調和区域（以下「伝統環境調和区域」という。）のうち、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 142 条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「伝統的建造物群保存地区」という。）以外の区域 景観形成基準（景観条例第 10 条第 2 項の規定により定められた同項に規定する景観形成基準をいう。以下同じ。）に適合していること。

(イ) 伝統的建造物群保存地区 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和 52 年条例第 2 号）第 5 条の許可の基準に適合していること。

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる区域以外の区域 周辺の伝統環境保存区域又は伝統環境調和区域の景観形成基準に準じた景観への配慮がなされていること。

キ 次に掲げるいずれかの要件を備えていること。

(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価を受け、同項の規定により、同法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書が交付されるものであること（同法第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準のうち市長が指定する基準に適合しているものに限る。）。)

(イ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項の認定を受け、同法第 7 条の規定による通知を受けるものであり、かつ、階段、便所、浴室及び玄関に手すりを

設置するものであること。

ク 敷地内の緑被率（金沢市斜面緑地保全基準（平成12年告示第73号）に規定する緑被率をいう。）が30パーセント以上であること。

(3) 二世帯個人住宅 1戸建ての住宅の用に供する家屋で次に掲げる要件を備えるもののうち、市長が定める二世帯住宅の要件に関する基準に適合するものをいう。

ア 延べ面積が150平方メートル以上280平方メートル以下であること。

イ 前号イからクまでに掲げる要件を備えていること。

(4) 借入金等 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務（土地又は土地を使用するための権利の取得（以下「土地等の取得」という。）に要する資金に充てるための借入金及び当該土地等の取得の対価に係る債務を除く。）をいう。

(5) 奨励金交付対象区域 条例第2条第1項に規定するまちなかの区域のうち、景観条例第10条第1項の規定により定められた同項第2号に規定する近代的都市景観創出区域を除いた区域をいう。

(6) 駐車場等土地活用型個人住宅 個人住宅のうち、第5条第1項の規定による申請の日において、当該個人住宅の敷地となる土地が引き続き3年以上にわたり、空き地、駐車場その他の更地である個人住宅をいう。

(7) 若年者 第5条第1項の規定による申請（次条第2号に該当する者にあつては、第10条第1項の規定による申請）を行う年度の4月1日における満年齢が45歳未満の者をいう。

(8) シニア該当者 第5条第1項の規定による申請（次条第2号に該当する者にあつては、第10条第1項の規定による申請）を行う年度の4月1日における満年齢が60歳以上の者をいう。

(9) 多子世帯該当者 第10条第1項の規定による申請の日における満年齢が18歳未満の者（以下この号において「対象児童」という。）が3人以上いる世帯に属する者であり、かつ、当該者が新築し、又は購入した個人住宅において3人以上の対象児童（当該者の世帯に属する者に限る。）と同居する者をいう。

(10) UJI ターン該当者 第5条第1項の規定による申請（次条第2号に該当する者にあつては第10条第1項の規定による申請）の日において、次に掲げる要件を備える者をいう。

ア 本市並びに白山市、かほく市及び野々市市並びに河北郡津幡町及び内灘町の区域内において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる者又は勤務し、若しくは事業を営む予定である者

イ 本市の区域内に移住して3年を経過しない者又は移住しようとする者

ウ 本市の区域内に移住する前に本市の区域外に3年以上居住していた者

（奨励金の交付）

第3条 奨励金は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 自己の居住の用に供するため、奨励金交付対象区域内に個人住宅を新築した者で、当該個人住宅の新築に係る借入金等を有しているもの

(2) 自己の居住の用に供するため、奨励金交付対象区域内の建築後使用されたことのない個人住宅を第9条第1項に規定する建売業者（当該個人住宅について、同条第2項において準用する第8条第2項の規定による通知を受けた者に限る。）から購入した者で、当該個人住宅の購入に係る借入金等を有しているもの

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者で、一般個人住宅を新築し、又は購入したもの 一般個人住宅の新築又は購入に係る借入金等の額（この額が新築にあつては当該住宅の工事請負額を、購入にあつては当該住宅の購入額（土地等の取得に係るものを除く。）を超える場合については、当該工事請負額又は購入額に相当する額とする。以下「対象借入金等の額」という。）の10パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、2,000,000円を超えないものとする。

(2) 前条各号のいずれかに該当する者で、二世帯個人住宅を新築し、又は購入したもの 二世帯個人住宅に係る対象借入金等の額の10パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、3,000,000円を超えないものとする。

2 前項の規定に該当する者が当該新築し、又は購入した個人住宅が駐車場等土地活用型個人住宅である場合には、同項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の1.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、300,000円を超えないものとする。

- 3 第1項の規定に該当する者が若年者である場合には、同項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、500,000円を超えないものとする。
- 4 第1項の規定に該当する者がシニア該当者である場合には、同項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の1パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、200,000円を超えないものとする。
- 5 第1項の規定に該当する者が多子世帯該当者である場合には、同項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の1パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、200,000円を超えないものとする。
- 6 第1項の規定に該当する者がUJIターン該当者である場合には、同項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、500,000円を超えないものとする。
- 7 第2項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により算出した額の合計額は、1,000,000円を超えないものとする。
- 8 前各項の規定にかかわらず、第1項の規定に該当する者が個人住宅を共有する場合の奨励金の限度額は、これらの規定に定める限度額にその者の持分を乗じて得た額以内の額とする。

(計画の認定申請等)

第5条 個人住宅を新築しようとする者で、奨励金の交付を受けようとするものは、当該住宅に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書の提出前又は同法第6条の2第1項の規定による確認の申請前に、まちなか住宅建築計画認定申請書(様式第1号)により市長に申請し、奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

(計画の変更認定申請等)

第6条 前条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、まちなか住宅建築計画変更認定申請書(様式第2号)により市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の認定の取消し)

第7条 市長は、第5条第1項の認定を受けた者(前条第1項の規定による計画の変更の認定により新たに当該計画の認定を受けたこととなる者を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。

(2) 当該認定に係る計画の内容と異なる工事を行ったとき。

(3) 第5条第2項の規定による認定の通知のあった日から1年を経過してもなお次条第1項の工事完了届の提出がないとき。

(4) 第5条第1項の認定を受けた者から当該認定に係る計画をとりやめる旨の届出があったとき。

(工事完了届の提出及び適合の通知)

第8条 第5条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る住宅の工事が完了したときは、直ちに工事完了届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の工事完了届が提出された場合において、現地調査等を行い、当該認定に係る住宅が一般個人住宅又は二世帯個人住宅に該当すると認めるときは、その旨を当該工事完了届を提出した者に通知する。

(建売業者)

第9条 奨励金交付対象区域内に個人住宅を新築し、及び販売する者(以下「建売業者」という。)は、当該個人住宅について、第5条第1項の認定を受けることができる。

2 第5条の規定は建売業者が同条第1項の認定を受ける場合について、第6条から前条までの規定は建売業者が第5条第1項の認定を受けた場合について準用する。

(交付の申請)

第10条 第3条第1号に該当する者で、第8条第2項の規定による通知を受けたもの又は第3条第2号に

該当する者は、奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の交付に係る個人住宅に居住した日から当該居住した日から起算して6箇月を経過する日までに、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

(交付の決定の取消し等)

第11条 市長は、奨励金の交付を受けた者が当該奨励金の交付の対象となった個人住宅に係る借入金等の全部又は一部を当該借入金等の借入日又は発生の日から5年を経過する日までの間において繰り上げて返済することにより、当該借入金等に係る償還期間又は割賦期間が10年未満となったときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又はその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(適用除外)

第12条 市長は、次に掲げる者には、奨励金を交付しない。

- (1) 過去にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けた者
- (2) 個人住宅の新築又は購入に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けた者
- (3) 市税を滞納している者

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項の規定による認定の申請がなされたものについては、なおその効力を有する。

附 則 (平成16年12月27日告示第316号、金沢市告示で定める様式における敬称の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱第1条第7号による改正)

- 1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、この告示による改正後の書式による用紙に相当する用紙を使用してした申請その他の行為は、この告示による改正前の書式による用紙を使用してしたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 4 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成17年3月31日告示第94号)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱 (以下「新要綱」という。)の規定は、平成17年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月31日告示第83号)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱 (以下「新要綱」という。)の規定は、平成18年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日告示第67号)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱 (以下「新要綱」という。)の規定は、平成19年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日告示第54号)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成20年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日告示第61号）

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成21年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による申請（新要綱第3条第2号に該当する者にあつては、新要綱第10条第1項の規定による申請）に係る奨励金について適用し、同日前行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項の規定による申請（旧要綱第3条第2号に該当する者にあつては、旧要綱第10条第1項の規定による申請）に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年8月31日告示第192号）

- 1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成21年10月1日以後に行う新要綱第5条第1項（新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項（旧要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日告示第73号）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 次項に定めるもののほか、改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成23年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項（新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項（旧要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 3 第4条第5項及び第6項の規定は、平成23年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による申請（新要綱第3条第2号に該当する者にあつては、新要綱第10条第1項の規定による申請）に係る奨励金について適用し、同日前行った旧要綱第5条第1項の規定による申請（旧要綱第3条第2号に該当する者にあつては、旧要綱第10条第1項の規定による申請）に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月1日告示第240号）

改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）第2条第2号ウの規定は、平成23年11月1日（以下「適用日」という。）以後に着手する個人住宅の新築工事に係る新要綱第5条第1項又は第6条第1項（これらの規定を新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請について適用し、同年10月1日（以下「施行日」という。）以後適用日前に着手する個人住宅の新築工事に係る新要綱第5条第1項又は第6条第1項（これらの規定を新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請及び施行日前に着手した個人住宅の新築工事に係る改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項又は第6条第1項（これらの規定を旧要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日告示第104号）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。
- 2 次項に定めるもののほか、この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下この項及び次項において「新要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項（新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前行ったこの告示による改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下この項及び次項において「旧要綱」とい

う。)第5条第1項(旧要綱第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

- 3 新要綱第2条第8号及び第9号並びに第4条第5項の規定は、平成28年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による申請(新要綱第3条第2号に該当する者にあつては、新要綱第10条第1項の規定による申請)に係る奨励金について適用し、同日前に行つた旧要綱第5条第1項の規定による申請(旧要綱第3条第2号に該当する者にあつては、旧要綱第10条第1項の規定による申請)に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月31日告示第98号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、平成29年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項(新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行つた改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱(以下この項において「旧要綱」という。)第5条第1項(旧要綱第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

（宛先）金沢市長

申請者 住所
氏名

印

まちなか住宅建築奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

1	建築主	
2	建築場所	金沢市
3	敷地の所有者	住所 氏名
4	敷地の面積	m ²
5	完成後の延べ面積（予定）	自己の居住部分 m ²
		居住以外の部分 m ²
		計 m ²
6	建築の目的	自己の居住 販売
7	完成年月日（予定）	年 月 日
8	工事請負額（予定）	円
9	個人住宅	一般個人住宅 二世帯個人住宅
10	駐車場等土地活用型個人住宅	該当する 該当しない
11	若年者加算の場合の申請者の年齢 （申請する年度の4月1日現在）	歳
12	シニア該当者加算の場合の申請者の年齢 （申請する年度の4月1日現在）	歳
13	多子世帯（予定）	該当する 該当しない
14	U J I ターン	該当する 該当しない
15	景観計画区域	伝統環境保存区域 伝統環境調和区域 上記以外の区域
16	伝統的建造物群保存地区	該当する 該当しない
17	こまちなみ保存区域	該当する 該当しない
18	建築士の住所、氏名及び資格	住所 事務所名（ ）
		氏名
		資格 一級 二級 木造
		年 月 日
（宛先）金沢市長 計画の認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を市長が調査することに同意します。		
申請者	住所 氏名	印

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- まちなか住宅建築奨励金制度チェックシート
- まちなか住宅建築奨励金金額算出表
- 付近見取図、配置図（植栽の状況が分かるもの）、平面図、求積図、立面図（伝統環境保存区域及び伝統環境調和区域以外の区域にあっては、彩色が施されたもの）及び矩計図
- 緑被率計算書
- 現況写真
- 駐車場等土地活用型個人住宅の場合は、土地所有者の土地利用状況等報告書
- U J I ターン該当者は、勤務地証明書又は勤務予定申告書及び戸籍の附票

まちなか住宅建築計画変更認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所

氏名 ㊟

電話 ()

年 月 日付け 収 第 号で認定の通知を受けたまちなか住宅の建築の計画を変更したいので、金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

1 建築主			
2 建築場所		金沢市	
3 変更の内容	(1) 認定を受けた者の変更	変更前	住所 氏名
			住所 氏名
		変更後	住所 氏名 ㊟
			住所 氏名 ㊟
	(2) その他の変更	変更事項	
		変更前	
変更後			
※ 新たに認定を受けることとなった者については、以下も記入してください。			
(宛先) 金沢市長		年 月 日	
計画の認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を市長が調査することに同意します。			
新たに認定を受けることとなった者	住所 氏名 ㊟		

備考 次に掲げる書類のうち、変更になった書類を添付してください。

- (1) まちなか住宅建築奨励金制度チェックシート
- (2) まちなか住宅建築奨励金金額算出表
- (3) 付近見取図、配置図（植栽の状況が分かるもの）、平面図、求積図、立面図（伝統環境保存区域及び伝統環境調和区域以外の区域にあっては、彩色が施されたもの）及び矩計図
- (4) 緑被率計算書

工 事 完 了 届

年 月 日

（宛先）金沢市長

届出者 住所

氏名 ⑩

電話 ()

個人住宅の工事が完了したので、金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

1 建築場所	金沢市
2 工事完了日	年 月 日
3 計画の認定の通知の 番号及び日付	収 第 号 年 月 日
4 確認済証の番号及び 交付年月日	第 年 号 年 月 日

備考 完成写真を添付してください。